

環境教育の観点からみた オーストラリアクィーンズランド州の幼児教育施策

井上 美智子

キーワード：環境教育、オーストラリア、幼児教育施策

1. はじめに

井上（2009）では、環境教育の40年にわたる歴史において幼児期の環境教育が教育制度にも具体的な実践にも取り込まれてこなかったことを示し、国外・国内の実態をふまえて、以下の4課題をあげた¹⁾。すなわち、(1) 保育と環境教育が教育制度の中に確立して組み込まれているかどうかという教育制度上の課題、(2) 環境教育と保育は互いの分野に対する関心や理解が薄いという学術上の課題、(3) とらえ方によって実践のあり方も評価も異なってくるという環境教育の定義・環境及び自然という概念の多義性という課題、(4) 幼児期のよりよき育ちを中心に考える保育と持続可能な社会を形成する大人を育てることが常に最終目的としてある環境教育における教育目的の射程の違いが具体的な活動及び評価に影響するという課題である。その分析の際、国際比較によって各課題の背景にある諸要因がより明確になることが予想された。

そこで、本稿ではその一端としてオーストラリアクィーンズランド州（以下、QLD）の幼児教育施策において環境教育が現在どのような位置づけにあるのかを整理し、日本の幼児教育施策と比較する。1990年代後半以降、幼児期の環境教育研究において文献を生産し始めたのがオーストラ

リアで、Davis や Elliot らが継続的に発表しており、研究者の層も厚い^{2~6)}。また、保育学会にあたる組織“Early Childhood Australia”も、早くから環境教育への関心を示してきた。公的な制度・施策レベルで幼児期からの環境教育が明示されるためには、スウェーデンのように保育が教育制度の中に組み込まれる一方で、国レベルで持続可能な社会の形成が意識され、教育も含めてあらゆる分野でそれに取り組もうとする状況が必要である。州制度を取るオーストラリアだが、現在国家レベルで保育制度改革を進めつつあり、その方向に進んでいる。本稿では、幼児期の環境教育に関するネットワークが Davis らによって早くから作られていた QLD に焦点をあてて、国家レベルの動きと州レベルの動きの双方を整理しながら、幼児期における環境教育が幼児教育施策においてどのような方向に向かっているのかを日本と比較しながら検討する。なお、オーストラリアでは、現在、環境教育（Environmental education）に代わる言葉として持続可能性のための教育（Education for sustainability）が公定言説において使用されている。本稿ではそれらを区別せず一括して環境教育として扱うことにする。

2. QLD における幼児教育施策の現状

(1) 連邦政府の幼児教育施策の動向

QLD における幼児教育施策を整理する前に、それに先立つ連邦政府の施策をみておく。オーストラリアの教育は、その建国以降の歴史をそのまま反映しており、1970年代までの教育史を詳細に分析した Barcan は教育の伝統として、イギリス的保守主義-英国国教会、自由主義-実用主義、カソリック、人文主義-実学主義、社会的多元主義-相対主義の五つをあげた⁷⁾。これらの伝統が入り組んで、多様な教育実態を生み出してきたのである。また、1947年に開始した大量移民政策以降、海外生まれ住民が増加し、2006年のセンサスでは国民の約30%が海外生まれである⁸⁾。この実態を受けた多文化主義は1970年代から公式に政策に取り入れられ、オーストラリアの教育に大きく影響してきた⁹⁻¹¹⁾。さらに、オーストラリアは州制度を取っている。法的には連邦政府と州政府が管轄責任を分割するよう憲法で制定されており、医療保険・教育・住宅・児童ケア等の社会政策に関する分野では連邦政府に管轄権限が認められているという¹²⁾。しかし、制定当時から経緯もあり、実務的处理においては連邦政府と州政府の間の共同管轄分野として扱われている。そして、1980年代以降、新自由経済主義的政策にシフトしてきた実態はあるものの、教育政策は政権政党によっても連邦政府と州政府の拮抗関係によっても影響を受けてきた¹³⁾。笹森はこの時代の具体的な動向として、1980年代を①地方への権限の譲渡、②地域住民の参加、③責任系統の明確化による学校の活性化、④教育内容の整備充実の4点にまとめ、続く1990年代を①公正で平等な教育機会の保証、②地域参加の教育、③より高い卓越を求める教育の3点にまとめている¹⁴⁾。特に地域参加の教育については、1990年

代から学校裁量権を保証し、チャーター制の採用等に具体化されている。ただし、地方・地域重視という方向性だけではなく、国家としての教育の質の向上を目指していることも事実で、1989年の“The Hobart Declaration”以降、“The Adelaide Declaration (1999)”、“The Melbourne Declaration (2008)”と10年単位で連邦レベルの教育指針が発表されている¹⁵⁻¹⁷⁾。こうした状況を伊井は「統一的な目標（政府が設定する教育成果）を達成するために、多様なプロセスを認めるという政策が採られている」と読み取っている¹⁸⁾。保育に関しては、1990年代に連邦政府の支出が3倍になり、それに伴い、幼児対象の施設も3倍増、学童保育は5倍増になっている。一方で、保育サービスに営利企業の参入も進めてきた¹⁹⁾。

以上のような歴史があるオーストラリアは、現在幼児教育に関しても大きく制度を変えつつある。連邦レベルのガイドラインを策定し、国家全体として幼児教育の質の向上を目指しており、各州政府も連邦政府の動きと連携を取りながら幼児教育施策改革に取り組んでいる。オーストラリアには社会的影響力を持つ非営利機関が多く、教育分野では“Australian Council for Educational Research (ACER)”がよく登場する。ACERは80年の歴史を持つ独立機関としてあらゆる教育分野に関する政策・実践・評価試験・研究等に関する調査・評価・提言等を行う機関で、OECDや政府機関の委託調査もしており、施策立案の際にACERの報告が引用されることも多い。そのACERが2006年にElliottによる保育、2009年にDowling & O'Malleyによる幼児教育に関する包括的な報告を発行している^{20, 21)}。以下、その二つの報告を元にオーストラリアが現在進めている幼児教育改革の背景をまとめてみる。

世界各国の保育がそうであったように、オーストラリアにおいても幼児を対象とする機関は必ずしも教育機関としての扱いではなかった。そし

て、0-5才児の乳児・幼児を対象とする機関には多様な種類があり、名称も州によって異なる。連邦政府と州政府の施策の違い、保育所か就学前教育機関かという違いに加えて、運営母体による違いも大きい。公立か私立かという分類以上に、私立における独立系・カソリック系・他の宗教系・コミュニティ系・小規模企業系・大規模企業系という違いも多様性を生み出している。また、運営母体の比率も州によって大きな違いがある。日本同様、幼稚園・保育所、公立・私立などのカテゴリーによって補助金、教育内容、保育担当者の資格等に違いがあることも保育実態の多様性の原因となっている。このように多様な実態があるために、幼児教育において国家レベルでみた場合に後れを取っているという焦りがあったようである。例えば、2005年のOECD報告ではGDPに占める幼児教育関連支出が32カ国中30位（同調査で日本は28位）であった。また、2000年代以降、家庭との連携の元に行う質のよい幼児教育が子どもの社会的認知的発達と後々の教育にも影響し、結果として対費用効果がよい、特に、社会的不利な環境にある子どもにとってより効果が高いということが具体的に証明され、先進国の多くが幼児教育への投資を開始したという動向にオーストラリアも敏感に反応したようである。実際にこの先駆けとなったアメリカの研究成果を受けてオーストラリアでも2000年代に類似の研究が実施され、同様の結果が報告されている。社会的に不利な状況にある家庭の子どもほど質の低い施設に属していることが明らかになっており、質のよい幼児教育を家庭と連携しながらいかに平等に子どもに提供するかが課題として認識されたのである。

以上のような背景をふまえて、連邦政府は2000年代から新たな幼児教育制度改革を検討してきた。その結果、2008年には“The Office of Early Childhood Education and Child Care (OECECC)”を設置し、2009年には連邦政府・州政府・自治

体連合の調整機関である“Council of Australian Governments”が2020年までの国家戦略としての“National Early Childhood Development Strategy- Investing in the Early Years”、教育内容のガイドラインとしての“Belonging, Being & Becoming: The Early Years Learning Framework”、施設運営のガイドラインとしての“National Quality Standard for Early Childhood Education and Care and School Age Care”を承認し、幼稚園・保育園・施設外保育も含めたあらゆる保育機関に対して2012年から“National Quality Framework”を導入することを決めた²²⁻²⁴)。オーストラリア初の連邦レベルの幼児教育に関するガイドライン“Belonging, Being & Becoming: The Early Years Learning Framework”は“National Quality Standard for Early Childhood Education and Care and School Age Care”と共に“National Quality Framework”の基盤となる。家庭に保育サービスに関する明確な情報を与えると同時に、“National Quality Standard”に基づく5段階の評価システムを採用し、“Early Years Learning Framework”によって保育者に質の高い保育をしてもらうことを目的としている。なお、オーストラリアは小学校入学前の1年間である“Foundation”段階から中等教育（12学年）までのナショナルカリキュラムの作成も目指しており、連邦レベルの統一は保育だけではなく、教育全体にわたっている。日本で年中児後半から年長児前半に該当する子どもが通うのは保育施設ではなく、この“Foundation”段階としての準備学校である。また、この教育改革ではナショナルカリキュラムの開発・評価機構として“The Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (ACARA)”が設置され、毎年3・5・7・9学年のすべての子どもが統一試験を受けるという全国学力調査“National Assessment Program - Literacy and Numeracy (NAPLAN)”も導入された。これらの改革に対して当然ながら批判もあ

るが、連邦政府はかなり力を入れてこれらの教育改革を断行してきた²⁵⁾。

(2) QLD における幼児教育施策の動向

“Council of Australian Governments”によるガイドライン承認は、そこに属する各州政府にとっても重要なものであり、連邦政府と州政府間で合意が交わされている。QLD 政府は、この承認を受けて自州に関連することとして、「質評価システム」、「保育専門職の増員」、「保育専門職の資格」、「Belonging, Being and Becoming: An Early Years Learning Framework for Australia」に基づく幼児教育、「新たな国家機関 “The Australian Children’s Education and Care Quality Authority (ACECQA)” による評価監視」「各州・準州による管理」の6点をあげている。

QLD の幼児対象保育サービスには “Family day care” “Long day care” “Kindergarten” “Outside school hours care” “Limited hours care” “Other options” の6種類がある(表1)。QLD では年度初めの1月に4.5から5.5才の子どもは “Foundation” 段階としての “Prep” と呼ばれる準備学校に入る。義務化されていないが、97%の子どもは “Prep” に通っている。この施設名称は州によって異なり(例えば、ニューサウスウェールズ州

では、3.5から4.5才の子どもが通うのが “Pre-school”、4.5から5.5才の子どもが通うのが “Kindergarten”)、日本で年長に該当する子どもはオーストラリアでは保育施設ではなく準備学校に行く。従来、QLD では州法としての “Child Care Act (2002)” と規則 “Child Care Regulation (2003)” がこれらの施設保育を管理してきたが、2012年から “National Quality Framework” に置き換わることで、それにあわせた改革が既に開始している。

2009年にQLDも連邦政府に合わせ “The Office for Early Childhood Education and Care” を設置し、幼児教育施策の実行と普及活動を開始した。州政府は5年計画ですべての幼児が “kindergarten program” を受けられるようにする・保育の質を改善する・保育サービスへの資金補助・先住民の幼児教育の強化・連邦レベルの改革を共に推進という役割をあげ、様々な施策を開始している。例えば、“approved kindergarten program” を様々な保育施設で提供するという仕組みはその一つである。“Prep” に入るまでの子どもに対し幼児教育を専門とする教師が最低でも年に40週、週に15時間の幼児教育プログラムを行うが、それに対して州政府が補助金を出す。これは “Kindergarten” だけではなく、“Long day care” でも

表1 キーンズランド州の幼児対象施設

Family day care	登録された保育者による誕生から12才までの個人の家庭における保育
Long day care	誕生から就学までの子どもを対象とした施設保育。年間48週間、月曜から金曜まで毎日10時間、子どもの年齢と発達段階に応じた集団での保育を提供し、親は個々のニーズに合わせて利用できる
Kindergarten	就学までの1年間、幼児教育を提供する施設。週に最低15時間、年間40週の保育を提供する
Limited hours care	個人的な用、パートタイムの仕事、学業等の親のニーズに応じて、時間単位で提供される短期の保育
Outside school hours care	プレップを含む小学校の子どもを中心に、学校の前後に子どもを保育するサービス
Other options	ベビーシッター、乳母、オペア、課外活動、子どものいる家庭での保育、商業施設等に併設する一時預かり、学校休暇中保育等

行うもので、多くの“Long day care”がそれを導入していることを宣伝している。また、“Kindergarten”を新規に240施設作ること、先住民等社会的に弱い立場にある子どもが“kindergarten program”を受けられるようにすること等を目標にあげている。オーストラリアでは日本の幼稚園教諭免許や保育士資格のような国家が認定する免許や資格はなく、各州が養成校の取得学位等をもって有資格者と認める。結果として、保育者の質の担保も大きな課題となっている。それに対しても“kindergarten program”を実施する担当者の資格要件を定めるなど一定のレベルを求める方法を打ち出している。積極的な施策を採っているようにみえるが、元々QLDは他州と教育制度が違っていたこともあり、子どもの就園率・障害のある子どもの就園率・先住民の子どもの就園率・有資格職員の割合・子ども一人あたりにかかっている経費等多くの項目において他州に比べて評価が低く、幼児教育に関して後れを取っているという認識があったようである²⁶⁾。

ところで、これらの幼児教育施策は単独に検討されているのではない。州政府は2010年に連邦レベルの教育改革に準拠して“A Flying Start for Queensland Children”と名付けた2020年までの計画を打ち出し、中等教育改革や家庭・地域との連携のための具体策を示し、そこに幼児教育施策も含まれているのである。

3. QLDにおける環境教育施策の現状

(1) 連邦政府の環境教育施策の動向

環境教育についても、連邦レベルの施策から整理する。連邦レベルの初めての教育指針“The Hobart Declaration”(1989)でも環境と開発のバランスについての理解と関心を育てることが求められていたが、それを受けて具体的動きがあったわけではなかった。次の“The Adelaide Declaration”

(1999)では、学校修了時に達成しておきたい目標の一つに“stewardship of the natural environment”と“ecologically sustainable development”という言葉があげられ、環境教育がより明確に意識され、以下のような具体的な動きとして現れていく²⁷⁾。まず、2000年に“Environmental Education for a Sustainable Future: National Action Plan”を示して環境教育の目標や方法をあげた²⁸⁾。2003年には非営利の研究機関として“The Australian Research Institute for Environment and Sustainability (ARIES)”が政府主導で作られ、2005年には“Educating for a Sustainable Future: A National Environmental Education Statement for Australian Schools”が、2006年には“Caring for Our Future: The Australian Government Strategy for the UNDESD 2005–2014”が出されている。

そして、次の“The Melbourne Declaration”(2008)では教科を超えて環境の持続可能性を重視するべきとされ、2011年現在、上記の“Environmental Education for a Sustainable Future: National Action Plan”は過去の“first plan”、2009年の“Living Sustainably: the Australian Government’s National Action Plan for Education for Sustainability”が“second national action plan”とみなされている。これらは教育ではなく環境を扱う省(現在は“Department of Sustainability, Environment, Water, Population and Communities”)の名前で出されている。そして、2010年には学校が環境教育を実践するための具体的支援をする機関として“The Australian Sustainable Schools Initiative (AuSSI)”を立ち上げた。具体的な支援内容として教材・計画や報告のための方法・教職員研修を提供するとしており、2010年時点で3割の学校が参加しているという。

このように連邦レベルでは、環境教育は教育施策ではなく環境施策として示されている。しかし、連邦政府は教育指針においても環境教育的内

容を取りあげてきたので、上述のように現在進行中のナショナルカリキュラムにも環境教育は重要な一つとして表面上位置づけられている。2011年時点で先行して示されているナショナルカリキュラムは、日本の国語・算数（数学）・理科・社会に該当する“English”“Mathematics”“Science”“History”という4種の“learning area”だが、環境教育はオーストラリアでも独立した教科として扱われていない。全教科に埋め込まれるものとしての優先項目（Cross-curriculum priorities）として“Aboriginal and Torres Strait Islander histories and cultures”“Asia and Australia’s engagement with Asia”“Sustainability”の3種が示されている。このうち、“Sustainability”が環境教育に該当する。上述の“Living Sustainably: the Australian Government’s National Action Plan for Education for Sustainability”においても進行中のナショナルカリキュラムへの導入やエコスクール化などが明記されている。このように、環境教育は環境施策として示されているが、教育関連施策と協働するように求められている。

(2) QLD における環境教育施策の動向

連邦レベルでは環境教育施策は環境施策として示されているとしたが、QLD の環境教育施策は、主として“Department of Education and Training”の教育施策として現れる。環境施策の担当省“Department of Environment and Resource Management”も管理する国立公園等で一般・家庭・学校対象の環境教育プログラム“The Connect with Nature”を実施している。しかし、この省は水や生物多様性などの項目ごとに戦略や施策をあげるが、そこに環境教育という項目はなく、省の持っている情報を教育の素材として提供しながら、“Department of Education and Training”や関係機関へのリンクを貼っている。一方、“Department of Education and Training”は“Health, safe, and sus-

tainable environments”を教育の重点項目の一つにあげている。まず、州としての環境教育に対する立場を示したのが、2008年の“Statement on Sustainability for All Queensland Schools”である。学校、教育制度、地域が持続可能な社会を作るために役割を果たすべきとし、学校は“governance”“curriculum”“resource management and innovation”“partnerships, alliances and networks”“implementation and evaluation of strategies and actions”を通して持続可能性を追求するとし、これは施策にも具体化されている。州の教育課程は、専門家集団の“Queensland Studies Authority”が作成した“Queensland Curriculum, Assessment and Reporting (QCAR) Framework”だが、そこでも環境教育に特化した教科はなく、既存教科全体にわたって（across the curriculum）取り込まれるよう考えられ、そこに“Environmental education for sustainability”があげられている。ただし、教育課程は、2013年にはナショナルカリキュラムに完全移行する予定である。エコスクール化も進めており、2008年からの3年間に1200を超えるすべての州立学校に太陽光発電・スマートメーター・省エネ型照明を導入する予定で、“Solar Kindergarten Funding Program”と称して2010年から4年間の予定で420の幼稚園に太陽光発電装置設置のための補助も始めている。さらに、州立施設として25の環境教育実践施設“Outdoor and environmental education centres”があり、環境教育の専門家が専門性の高いプログラムを提供し、地域の学校が利用できるようになっている。

4. QLD の施策における幼児期の環境教育の位置づけ

それでは、QLD において幼児期の環境教育はどのように位置づけられているのだろうか。前節まで整理してきたように、現在、オーストラリア

はナショナルカリキュラムに基づき連邦レベルで統一された教育を行おうとしている。従って、QLDの教育も連邦で示されたものに従うことになる。そこで、連邦レベルで示された指針に沿って幼児期の環境教育がどのように示されているのかをここでは整理する。

まず、連邦レベルの環境教育の行動計画“Living Sustainably: the Australian Government’s National Action Plan for Education for Sustainability”では、政府・教育機関・経済界・地域の4セクターに分けて構想と使命を記してある。教育機関とは、オーストラリアのフォーマルな教育制度におけるあらゆる施設のことだが、そこに“schools (early childhood, primary and secondary)”として幼児対象の教育機関も含まれることを明示し、教育機関に求める具体的な戦略において“Early childhood education”を1項目としてあげている。この行動計画自体はどの項目に関しても具体的な行動について記載していないが、同省は2010年に“SUSTAINABILITY CURRICULUM FRAMEWORK A GUIDE FOR CURRICULUM DEVELOPERS AND POLICY MAKERS”を“Kindergarten”から“Year 10”の期間に対して行う教育の指針として示した。持続可能性に向けて具体的な行動を取るための過程として対象期間を3期に分け、各期につき“Sustainability action process”“Knowledge of ecological and human systems”“Repertoires of practice”の3項目ごとにどのような内容を取り入れるべきかを具体的に記載している。ここでいう“Kindergarten”は幼児教育を一般化して呼んでいるもので、QLDでいえば“Kindergarten”も“Prep”も両方含まれる。

それでは、既に“The Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (ACARA)”によって示されているナショナルカリキュラムにおいて日本の年長児に該当する“Foundation”段階で環境教育はどのように記載されているのだろうか。

か。上述したように環境教育は“Cross-curriculum”の扱いであるので、現段階で示されている“English”“Mathematics”“Science”“History”の4教科に埋め込まれることになっている。しかし、具体的に各教科をみていくとほとんど具体的に示されておらず、“Science”のうちの生物学分野の“recognising the needs of living things in a range of situations such as pets at home, plants in the garden or plants and animals in bushland”が該当するといえる程度である。これは、環境教育に関する記載が少ないのではなく、各教科で示されている内容と達成基準自体が比較的漠然とした記述で量的にも少ない。

“Foundation”段階より前の保育においてはどうかだろうか。保育でも連邦レベルの統一が始まっていることは先述の通りである。2012年以降、保育施設は“Belonging, Being & Becoming: The Early Years Learning Framework”と“National Quality Standard for Early Childhood Education and Care and School Age Care”という教育内容と施設運営の指針を勘案しながら評価がなされていく。前者では5目標のうちの一つ“Outcome 2: Children are connected with and contribute to their world”にあげられた4項目中の1項目“Children become socially responsible and show respect for the environment”が環境教育に該当する内容である。0才から“Foundation”段階に入るまでの乳幼児期の教育目標に環境の尊重が明確に記されている。また、後者では施設の設置・管理にあたって、“Outdoor space is designed to afford children opportunities to explore and experience the natural environment.”“Natural environments include natural materials and surfaces that have undergone very little modification, for example grass, trees, rocks, plant materials, soil, sand, water, clay, timber, bark, seeds, shells and stones.”“The service takes an active role in caring for its environment and contributes to a

sustainable future”とある。2011年現在、ドラフト段階の“Draft Guide to the National Quality Standard Education and care services –Centre-based and family day care”が出されており、その評価観点の詳細に提案されている。例えば、“National Quality Standard”では、“Quality Area 6: Collaborative partnerships with families and communities”に“6.4 The service participates in the community”をあげ、そこに“6.4.3 The service takes an active role in caring for its environment and contributes to a

sustainable future.”と記している。その基準に対して、“Draft Guide”では表2のような評価観点提案されている。人間の活動が自然にインパクトを与えていることに気づけるようにしているか、日々の保育活動の中で持続可能性が意識されているか、子どもに環境問題に関する情報を与えているか等、非常に具体的な評価観点があげられている。また、“Quality Area”ごとに推薦文献があげられているが、環境教育に関しては Davis と Elliot の共著を始め3冊の書物があがって

表2 “National Quality Standard”における環境教育の評価観点

DRAFT WITHOUT PREJUDICE
Draft Guide to the National Quality Standard
 EDUCATION AND CARE SERVICES – Centre-based and family day care – Phase two

Element 6.4.3 The service takes an active role in caring for its environment and contributes to a sustainable future.

Children develop positive attitudes and values by engaging in learning experiences, joining in discussions that explore solutions to the issues that we face, and by watching adults around them model sustainable practices (Climbing the little green steps, 2007).

GUIDANCE APPLICABLE TO CHILDREN OF ALL AGES AND ALL SERVICE TYPES

How will the service be assessed
<p>Assessors will, for example:</p> <p>1. Observe</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ children participating in planned experiences that: <ul style="list-style-type: none"> - support their engagement with the natural environment - increase their awareness of the impact of human activity - engage them in appropriate sustainability practices within the service ▪ children supported to develop awareness of the interdependence of living things ▪ opportunities for children to increasing their knowledge of, and respect for natural and constructed environments ▪ sustainability embedded in daily routines and practices ▪ the nominated supervisor, educators and coordinators finding ways of enabling children to care for and learn from the land ▪ educators and coordinators sharing information and providing children with access to resources about the environment and the impact of human activities on environments ▪ the service’s environmental strategy being consistently implemented. <p>2. Discuss</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ examples of the service’s approach to promoting sustainability ▪ examples of sustainable practices used at the service. <p>3. Sight</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ documentation of children’s learning about environmental issues ▪ evidence that information and ideas about sustainable practices are regularly shared with families.

“Draft Guide to the National Quality Standard Education and care services –Centre-based and family day care” (2011) ©2011 Commonwealth of Australia P.121 を転載。このドラフトはあくまでも議論の基礎とするために出されているもので審議段階にあることに注意。決定されたものではない。

る²⁹⁻³¹⁾。すなわち、単に指針にあげただけではなく、それを評価するための評価基準も具体的に示そうとしている。

5. 日本との比較

オーストラリアでは、連邦レベルの教育改革を受けて連邦で統一された教育基準・設置基準に基づいた幼児教育が各州・準州で開始しつつあり、以上のように指針上は環境教育の導入が明記されている。QLDも2012年以降、この基準・指針に従った幼児教育を実施していく。これを日本の環境教育施策・幼児教育施策における実態と比較してみる。

日本では、2003年に『環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律』（2004年施行）が制定され、環境教育は「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義された。環境保全への理解を深めることが目的で、環境保全活動とは「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を主たる目的として自発的に行われる活動のうち、環境の保全上直接の効果を有するもの」（第2条）と記された³²⁾。そこに示された具体的な実践の姿は、自然体験型環境教育と呼ばれる実践である。また、2005年開始の「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」の対応として2006年に『わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」計画』が出されている³³⁾。環境省は、これらを受け第3次『環境基本計画』（2006）でそれらを過去の成果としてあげ、「環境面のみならず経済面、社会面も統合的に扱った環境教育を推進」と記載した³⁴⁾。しかし、以上のように環境保全を目的とした古典的な自然体験活動を記載する法律があるだけで、環境

教育は環境施策のごく一部として示されただけであった。

一方、教育面では、2000年代後半『教育基本法』及び『学校教育法』の戦後初めての改正という大きな動きがあった。この改正で『教育基本法』（2006）に、教育の目標として第2条の4で「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに明記され、環境教育の目標が教育全体の目標として組み入れられた。また、2007年には国立教育政策研究所から『環境教育指導資料（小学校編）』の改訂版が発行される³⁵⁾。ただし、1990年代の『環境教育指導資料』が小学校編と中学校・高等学校編と2種類あり、旧文部省によって発行されていたことと比較すると、発行元が政府ではなく研究機関に変わったことや小学校編しか発行されていないこと、内容的にも大きな変更がなされていないこと等、発展的な動きにはなっていない。エコスクール化も太陽光発電の設置補助やエコフロー事業等、文部科学省が中心となり推進しているが、2011年現在で公立小学校・中学校の太陽光発電装置の設置率は14%程度である。

これをオーストラリアの環境教育施策と比較してみる。日本は元々ナショナルカリキュラムを実施してきた国であるから、環境教育に関しても『学習指導要領』への導入は1989年、それに引き続き指導資料を作成するなど、動きとしてはオーストラリアより早かった。しかし、2000年代以降オーストラリアは“Living Sustainably: the Australian Government’s National Action Plan for Education for Sustainability”（2009）という環境教育に特化した行動計画の提示、それに基づいた“SUSTAINABILITY CURRICULUM FRAMEWORK A GUIDE FOR CURRICULUM DEVELOPERS AND POLICY MAKERS”（2010）の作成、AuSSIのような支援機関の設置、エコスクール化の推進というように、公的には積極的な動きを示してき

た。例えば、QLD には約 1200 校の州立学校があるが、そこに太陽光発電の設置を 2008 年度から開始し、それに特化した予算を用意するなど、具体的な施策に焦点をあてて目にみえる形で進めている。

そして、オーストラリアの環境教育施策で日本と明確に異なる点の一つが幼児期の環境教育の扱いである。ナショナルカリキュラム導入を進めるオーストラリアでは、まず、日本の年長児にあたる学年“Foundation”段階も、教科ごとの目標を示したナショナルカリキュラムの対象になる。日本の『環境教育指導資料』に該当する“SUSTAINABILITY CURRICULUM FRAMEWORK A GUIDE FOR CURRICULUM DEVELOPERS AND POLICY MAKERS”では持続可能性に向けて具体的な行動を取るための過程として対象期間を 3 期に分けて各期につき“Sustainability action process”・“Knowledge of ecological and human systems”・“Repertoires of practice”の 3 項目ごとにどのような内容を取り入れるべきかを具体的に記載している。幼児期から 2 学年までの内容をみると、“Knowledge of ecological and human systems”として“Ecosystems and local environments”があげられて“Ways environments provide for the needs of different species.”“Relationships between species in simple and ecosystems and food chains”等が例示されている。また、0 才から年中児にあたる学年までは“Belonging, Being & Becoming: The Early Years Learning Framework”に基づいた教育を行う。ここにも環境教育は記載されている。日本の場合は、小学校以上の『学習指導要領』にはオーストラリア同様多様な教科にわたって環境教育的内容が盛り込まれているが、『幼稚園教育要領』や『保育所保育指針』には環境教育と明確に読める文面はない。日本も新版『環境教育指導資料』(2007)には、「合意を形成しようとする態度」や「公正に判断しようとする態度」を重視し、「環境

をとらえる視点」として、「循環」・「多様性」・「生態系」・「共生」・「有限性」・「保全」の 6 点が示されるなど教育施策においてよい方向に変化している³⁶⁾。また、『教育基本法』に環境保全が教育目標にあげられ、『学校教育法』でも幼稚園教育の目標が「身の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと(第 78 条 3)」から「身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと(第 23 条 3)」に書き換えられるなど、2000 年代には環境教育の観点から評価できる動きもあった。しかし、それらの後に改訂・改定された『幼稚園教育要領』や『保育所保育指針』にはこうした変化は反映されなかった。2000 年代後半の環境教育施策の動きにおいて日本とオーストラリアで大きな差があるとはいえないが、幼児期からの環境教育が公的な指針等に具体的に記載されているかどうかは違っている。ただし、日本も 2011 年 6 月に『環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律』が公布され、2012 年 10 月から完全施行される。法律名称が『環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律』に改正され、環境教育の定義も「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と変更される。また、「幼児期から」という表現が追加され、環境教育推進のためのいくつかの新たな仕組みの導入も記されている。こうした動きが今後具体的な保育の指針に反映されていくのかどうかを追う必要がある。

ここでみてきたのは、幼児期の環境教育が環境施策や幼児教育施策にどのように示されているのかということであった。当然ながら公的な施策に示されているからといって、必ずしも実践レベル

で進んでいるということの意味しない。これは、日本においてもオーストラリアにおいても同様である。オーストラリアの環境教育側からはクロスカリキュラムの扱いであるために依然として理科や社会への比重が大きいことやナショナルカリキュラムにおいてジグソーパズルのように埋め込まれていて効果を発揮できない等の指摘がなされてきた^{37, 38)}。“National Quality Standard”に基づく評価にしても、評価観点に合致した施設整備や環境構成が形だけ取り入れられるのであれば、環境教育が実践されているとはいえないであろう。また、環境教育実践施設職員からは学校や幼稚園等の教師の関心が高くないこと、幼稚園教員からは様々な課題への対応に現場は多忙で環境教育のような一つの課題を追求しにくい上に、環境教育への関心は高くない等の意見も聞かれた。同様の課題は日本も抱えており、現場の実態や抱える課題は変わらないという印象である。しかし、幼児期の環境教育という点に限れば、オーストラリアが幼児教育の指針に環境教育を明示したこと、2012年以降、指針に基づいた評価がなされていくことは事実であり、これが幼児期の環境教育実践の平均値を上げていくことは予想できる。幼児期の環境教育関係者は統一基準の作成と環境教育がそこに含まれたことで、関心が高まるのではないかとみているようである。今後、指針への記載がない日本とどのように違いが出てくるのかを追い、施策が実態にどのように影響していくのかを2国間で比較していく予定である。

付記

本研究は、2011年度大阪大谷大学海外研究派遣制度、及び、科研費（課題番号 23501078）の助成を受けたものである。

参考文献

1) 井上美智子, 2009, 幼児期の環境教育研究をめぐる背景と課題, 環境教育, 20-1, pp.95-108.

- 2) Elliott S. & Emmett, S., 1997, “Snails live in houses too: Environmental education for the early years”, RMIT Publishing.
- 3) Davis, J., 1998, Young Children, Environmental Education, and the Future, Early Childhood Education Journal, 26-2, pp.117-123.
- 4) Davis, J., 2004, Mud pies and daisy chains, Every Child, 10-4.
- 5) Davis, J. & Pratt, R., 2005, The Sustainable Planet Project: Creating cultural change at Campus Kindergarten, Every Child, 11-4.
- 6) Davis, J., 2009, Revealing the research ‘hole’ of early childhood education for sustainability: a preliminary survey of the literature, Environmental Education Research, 15-2, pp.227-241.
- 7) Barcan, A., 1980, 『オーストラリア教育史』（笹森健／監訳, 1995), 青山社, p.413.
- 8) Australian Bureau of Statistics, Census QuickStats: Australia, 2006, <http://www.censusdata.abs.gov.au/ABSNavigation/?prenav/ProductSelect?newproducttype=QuickStats&btnSelectProduct=View+QuickStats+%3E&collection=Census&period=2006&areacode=0&geography=&method=&productlabel=&producttype=&topic=&navmapdisplayed=true&javascript=true&breadcrumb=LP&topholder=0&leftholder=0¤taction=201&action=401&textversion=false>, accessed on 5 November 2011.
- 9) 塩原良和, 2005 『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義』, 三元社.
- 10) 関根政美, 2007, 『オーストラリア入門』（竹田いさみ・森健・永野隆行／編著）, 東京大学出版会.
- 11) 佐藤博志, 2011. 『オーストラリアの教育改革』, 学文社.
- 12) McClelland, A., 2006, 『オーストラリアにおける社会政策－社会実践のための基礎知識』（McClelland, A. & Smyth, p.／編著, 新潟青陵大学ワークフェア研究会／訳 2009）, 第一法規, p.116.
- 13) Kenway, J., 2006, 『オーストラリアにおける社会政策－社会実践のための基礎知識』（McClelland, A. & Smyth, p.／編著, 新潟青陵大学ワークフェア研究会／訳 2009）, 第一法規, p.260.
- 14) 笹森健, 2001, 『オーストラリア・ニューージーランドの教育』（石附実・笹森健／編著）, 東信堂, p.34, p.37.
- 15) The Hobart Declaration, 1989, <http://www.mceetya>.

- edu.au/mceecdy/hobart_declaration, 11577.html, accessed on 5 October 2011.
- 16) The Adelaide Declaration, 1999, [http : //www.mceetya.edu.au/mceecdy/adelaide_declaration, 11576.html](http://www.mceetya.edu.au/mceecdy/adelaide_declaration, 11576.html), accessed on 5 October 2011.
 - 17) The Melbourne Declaration, 2008, [http : //www.mceetya.edu.au/mceecdy/melbourne_declaration, 25979.html](http://www.mceetya.edu.au/mceecdy/melbourne_declaration, 25979.html), accessed on 5 October 2011.
 - 18) 伊井義人, 2007, 『オーストラリア教育改革に学ぶ』(佐藤博志／編著), 学文社, p.64.
 - 19) Brennan, D., 2006, 『オーストラリアにおける社会政策－社会実践のための基礎知識』(McClelland, A. & Smyth, P.／編著, 新潟青陵大学ワークフェア研究会／訳 2009), 第一法規, p.280.
 - 20) Elliott, A, 2006, Early Childhood Education Pathways to quality and equity for all children, Australian Council for Educational Research, [http : //research.acer.edu.au/aer/4/](http://research.acer.edu.au/aer/4/) (PDF), accessed on 5 October 2011.
 - 21) Dowling A. & O'Malley, K., 2009, Preschool education in Australia, Australian Council for Educational Research, [http : //research.acer.edu.au/cgi/viewcontent.cgi?article=1000&context=policy_briefs](http://research.acer.edu.au/cgi/viewcontent.cgi?article=1000&context=policy_briefs), accessed on 5 November 2011.
 - 22) Belonging, Being & Becoming : The Early Years Learning Framework, 2010, [http : //www.deewr.gov.au/earlychildhood/policy_agenda/quality/pages/earlyyearslearningframework.aspx](http://www.deewr.gov.au/earlychildhood/policy_agenda/quality/pages/earlyyearslearningframework.aspx), accessed on 5 November 2011.
 - 23) National Quality Standard for Early Childhood Education and Care and School Age Care, 2010, [http : //www.deewr.gov.au/EarlyChildhood/Policy_Agenda/Quality/Documents/NQStandardChildEdu.pdf](http://www.deewr.gov.au/EarlyChildhood/Policy_Agenda/Quality/Documents/NQStandardChildEdu.pdf), accessed on 5 November 2011.
 - 24) National Quality Framework, [http : //www.deewr.gov.au/earlychildhood/policy_agenda/quality/pages/home.aspx](http://www.deewr.gov.au/earlychildhood/policy_agenda/quality/pages/home.aspx), accessed on 5 November 2011.
 - 25) 木村裕, 2011, 『オーストラリアの教育改革』(佐藤博志／編著), 学文社.
 - 26) Allen Consulting Group And Statements by the Commonwealth and each State and Territory on the Allen Consulting Group Report, 2011, Eighteen Month Review of the National Partnership Agreement on Early Childhood Education, [http : //www.mceetya.edu.au/serve/_resources/Early_Childhood_Partnership_Review.pdf](http://www.mceetya.edu.au/serve/_resources/Early_Childhood_Partnership_Review.pdf), accessed on 5 November 2011.
 - 27) 前掲 16).
 - 28) Environment Australia, 2000, Environmental Education for a Sustainable Future : National Action Plan, [http : //www.environment.gov.au/education/publications/nap/index.html](http://www.environment.gov.au/education/publications/nap/index.html), accessed on 30 March 2007.
 - 29) Davis, J. & Elliott, S., 2003, Early childhood environmental education : Making it mainstream. Early Childhood Australia.
 - 30) Kinsella, R., 2007, Greening services : Practical sustainability, Early Childhood Australia.
 - 31) McKay, K. & Bonnin, J., 2008, True Green Kids : 100 things you can do to help fix the planet. ABC books.
 - 32) 環境省, 2003, 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律, [http : //www.env.go.jp/policy/suishin_ho/kaisei-h23_b1.pdf](http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/kaisei-h23_b1.pdf), accessed on 5 November 2011.
 - 33) 内閣官房, わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」計画, [http : //www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuren/keikaku.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuren/keikaku.pdf), accessed on 5 November 2011.
 - 34) 環境省, 2006, 『第三次環境基本計画(別冊本文)』, [http : //www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/thirdplan01.html](http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/thirdplan01.html), accessed on 5 November 2011.
 - 35) 国立教育政策研究所, 2007, 『環境教育指導資料(小学校編)』, [http : //www.nier.go.jp/kaihatsu/shidou/shiryo_01/kankyo_02.pdf](http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidou/shiryo_01/kankyo_02.pdf), accessed on 5 November 2011.
 - 36) 前掲 35), pp.18-19.
 - 37) Tilbury D., 2004, Rising to the Challenge : Education for Sustainability in Australia, Australian Journal of Environmental Education, 20-2, pp.103-114.
 - 38) Gough, A., 2011, The Australian-ness of Curriculum Jigsaws : Where Does Environmental Education Fit?, Australian Journal of Environmental Education, 27-1, pp.9-23.